

お知らせ

パート II

募集

非常勤職員

臨時福祉給付金の支給事務を行う非常勤職員を募集します。
●賃金：時給 850円～920円（通勤手当有り）。

●4月中旬～平成29年2月初旬（予定）・平日、午前8時30分～午後5時15分のうち1日7時間のシフト勤務（週4日程度）。

●窓口に、電話対応、パソコンを使用した事務処理など。

●6人程度。

●パソコンが使い、心身ともに健康な人。

●4月4日（必着）までに履歴書（写真貼付）を左記まで郵送または持参。
※面接有り、面接の日は申込者に別途通知。
※合否は、面接終了後に書面で通知。

●4月4日（必着）までに履歴書（写真貼付）を左記まで郵送または持参。
※面接有り、面接の日は申込者に別途通知。
※合否は、面接終了後に書面で通知。

●4月4日（必着）までに履歴書（写真貼付）を左記まで郵送または持参。
※面接有り、面接の日は申込者に別途通知。
※合否は、面接終了後に書面で通知。

予備自衛官補

一般の社会人や学生などの自衛官未経験者を予備自衛官補として公募・採用し、教育訓練終了後、予備自衛官として任用する制度です。

幹部候補生

幹部自衛官（パイロット要員含む）として、必要な知識と技能を習得するために幹部候補生学校で教育を受けます。卒業後は初級幹部として部隊を指揮しながら、さらなる知識と技能の習得に努め、「平和を、仕事にする」責任を担っていきます。

●4月8日（必着）までに左記へ郵送。

●4月8日（必着）までに左記へ郵送。

●4月8日（必着）までに左記へ郵送。

●4月8日（必着）までに左記へ郵送。

●4月8日（必着）までに左記へ郵送。

●4月8日（必着）までに左記へ郵送。

●4月8日（必着）までに左記へ郵送。

税金

軽自動車税の課税

軽自動車税は、4月1日現在の所有者（ローンによる購入で所有権が売主にある場合は使用者）に課税されます。

軽自動車・バイクなどの手続場所

対象車両	手続場所
125cc以下のバイクと小型特殊自動車	印西市役所市民税課、各支所または新住所地の市区町村の役所
125ccを超えるバイク	千葉運輸支局 習志野自動車検査登録事務所または新住所地や譲受人の住所を管轄する運輸支局・自動車検査登録事務所
3輪以上の軽自動車	軽自動車検査協会 千葉事務所習志野支所または新住所地や譲受人の住所を管轄する軽自動車検査協会

●譲渡・売却したとき。
●印西市外へ住所（定置場）が変わったとき。
●車両を使用しなくなったとき（車検切れでも課税の対象です）。

●盗難に遭ったとき。
●盗難に遭ったとき、いつまでも登録名義人に課税されます。ほかにも、納税通知書が届かないなどのトラブルの原因となります。手続きを他人に依頼した場合は、手続きが完了している事を必ず確認してください。

●「県外」で125cc超のバイクや軽自動車の廃車、名義変更などの手続きをしたときは、必ず廃車申告書などを市民税課に郵送するなどの手続きをお願いします。

●4月2日以降に廃車や名義変更をした場合でも、当該年度の

●4月2日以降に廃車や名義変更をした場合でも、当該年度の

●4月2日以降に廃車や名義変更をした場合でも、当該年度の

●4月2日以降に廃車や名義変更をした場合でも、当該年度の

●4月2日以降に廃車や名義変更をした場合でも、当該年度の

●4月2日以降に廃車や名義変更をした場合でも、当該年度の

●4月2日以降に廃車や名義変更をした場合でも、当該年度の

●4月2日以降に廃車や名義変更をした場合でも、当該年度の

●4月2日以降に廃車や名義変更をした場合でも、当該年度の

●4月2日以降に廃車や名義変更をした場合でも、当該年度の

●4月2日以降に廃車や名義変更をした場合でも、当該年度の

●4月2日以降に廃車や名義変更をした場合でも、当該年度の

●4月2日以降に廃車や名義変更をした場合でも、当該年度の

●4月2日以降に廃車や名義変更をした場合でも、当該年度の

●4月2日以降に廃車や名義変更をした場合でも、当該年度の

●4月2日以降に廃車や名義変更をした場合でも、当該年度の

●4月2日以降に廃車や名義変更をした場合でも、当該年度の

●4月2日以降に廃車や名義変更をした場合でも、当該年度の

●4月2日以降に廃車や名義変更をした場合でも、当該年度の

●4月2日以降に廃車や名義変更をした場合でも、当該年度の

●4月2日以降に廃車や名義変更をした場合でも、当該年度の

●4月2日以降に廃車や名義変更をした場合でも、当該年度の

●4月2日以降に廃車や名義変更をした場合でも、当該年度の

●4月2日以降に廃車や名義変更をした場合でも、当該年度の

●4月2日以降に廃車や名義変更をした場合でも、当該年度の

●4月2日以降に廃車や名義変更をした場合でも、当該年度の

●4月2日以降に廃車や名義変更をした場合でも、当該年度の

●4月2日以降に廃車や名義変更をした場合でも、当該年度の

●4月2日以降に廃車や名義変更をした場合でも、当該年度の

●4月2日以降に廃車や名義変更をした場合でも、当該年度の

4月からごみの出し方が一部変わります 資源の日に出すものが増えます

今まで「燃やさないごみ」として出していた「スプレー缶」「カセット式ガスボンベ」「化粧品びん」は、4月以降は資源物として資源の日に出すことになります。また、「布類」も資源物として出せる種類が増えます。

～スプレー缶・カセットボンベの出し方～

中身を使い切ってから、**穴を開けずに**、ご家庭にある透明な袋が、市販の透明な袋に入れて、ごみ集積所へ出してください。



透明な袋に入れて！

～化粧品びんの出し方～

中身を使い切ってから、水洗いをして水を切り、ごみ集積所備え付けの「びん専用袋」に入れてください。



中身を使い切って！

～布類（資源物）の種類が増えました～

変更品目…革製の衣類、毛布、着物、カーテン、下着、靴下、はかま、帽子、マフラー。 ※汚れているものや切れているものは、今までどおり、「燃やすごみ」（青色の指定袋に入らないものは「粗大ごみ」）として出してください。

●印西クリーンセンター（☎46 2732）。

ごみの分別大事典シリーズ H27 - ⑩

資源物の店頭回収を利用しよう

市内のスーパーなどでは、店頭ボックスを設置し、牛乳パックや飲料缶、ペットボトルなどの容器包装物をはじめとする資源物の回収に取り組んでいる店舗がたくさんあります。

この店頭回収は、資源物を有効利用するために各店舗が自主的に取り組んでいるものですが、容器包装リサイクル法の規定に基づく国の基本方針でも、回収ルートの多様化や市民意識向上のために、促進を図ることが望ましいとされています。

店頭回収は、店舗が受け付けている時間であればいつでも利用できる便利なものです。

また、買い物に行くときに、店頭回収に出す資源物をマイバッグに入れて行き、帰りは買い物したものをマイバッグに入れば、お店に返すリサイクルとレジ袋削減の両方ができます。

なお、市ホームページでは、店頭回収をしている店舗を紹介しています。

店頭回収の利用にご協力をお願いします。

●クリーン推進課クリーン推進班（☎内線 383）。



撮影協力：カスミフードスクエア西の原店